

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人喜治榮一郎の上告理由について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし、首肯するに足り、右事実関係のもとにおいて、本件松原市 a b 丁目 c 番の土地と同 d 番 e の土地との境界は、原判決添付図面の口、八、又の各点を順次直線で結んだ線であると確定し、右係争土地のうち、原判決添付図面の八、二、ホ、又、八の各点を順次直線で結んだ範囲の土地につき亡 D の時効取得を容認した原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

なお、職権により調査するに、原審の確定したところによれば、前記両土地の境界は、原判決添付図面の口、八、又の各点を順次直線で結んだ線であるところ、同図面の八、二、ホ、又、八の各点を順次直線で結んだ範囲の土地は、c 番の土地の一部に該当し、亡 D がこれを時効取得したうえ、同人所有の d 番 e の土地とともに第一審脱退被告 E に売却し、更に被上告人（第一審引受参加人）B が右 E からこれらを買受け所有権を取得するに至った、というのであるから、その結果、c 番と d 番 e の両土地の前記口、八、又の各点を順次直線で結んだ境界線のうちの一部である八、又の各点を直線で結んだ線に相接する土地はいずれも被上告人 B 所有の土地となり、残存する上告人所有の c 番の土地は右八、又の各点を直線で結んだ線には接していないことになるので、このような場合にもなお、右八、又各点間の境界線を上告人と被上告人 B との間で確定する必要があるのかが本件境界確定の訴えの適否という観点から一応問題となる。しかしながら、本件においては、公簿上、上告

人を所有名義人とする c 番の土地と被上告人 B を所有名義人とする d 番 e の土地とは相隣接する関係にあり、かつ D により時効取得され、順次売買により被上告人 B が所有権を取得するに至った原判決添付図面の八、二、ホ、又、八の各点を順次直線で結んだ範囲の土地は、右公簿上、地番の表示を c 番とされ、依然上告人が所有者と公示されている土地の一部である。そして、右取得時効の成立する部分が、いかなる範囲でいずれの土地に属するかは、両土地の境界がどこにあるかが明確にされることにより定まる関係にあり、右時効取得の対象となつた土地部分を含めて上告人及び被上告人 B がそれぞれ所有者として公示されている c 番の土地と d 番 e の土地との境界が不明確なままでは、そのことに起因する紛争の抜本的な解決はありえないのであつて、たとえ本件訴訟において、取得時効の対象とされた c 番の土地の一部を被上告人 B においてその所有権を取得したことが上告人との間で明らかにされても、右土地部分を更に第三者に譲渡する場合には該土地部分を c 番の土地から分筆して被上告人 B に所有名義を変更したうえ、その所有権移転登記手続をする義務があり、右手続のためにも両土地の境界が明確にされていることが必要とされるのである。そうすると、上告人、被上告人 B 双方にとつて、c 番の土地と d 番 e の土地の境界のうち、原判決添付図面の口、八の各点を結ぶ直線部分のほか、八、又の各点を結ぶ直線部分についても、境界の確定をする必要があり、上告人及び被上告人 B は、本件境界確定の訴えにつき当事者としての資格があるものというべきである。

してみれば、訴えの適否を問題とすることなく、本件 c 番の土地と d 番 e の土地との境界を確定した原審の措置は相当というべきである。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	横	井	大	三	
裁判官	伊	藤	正	己	
裁判官	木	戸	口	久	治
裁判官	安	岡	満	彦	